

議題 1：逗子市こども計画の変更について

1. 変更箇所名：「逗子市こども計画」59 ページ「(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〔新規〕」
2. 変更理由：令和 8 年 4 月から全国的に本格実施予定の「こども誰でも通園制度」について、「逗子市こども計画（第 3 期 子ども・子育て支援事業計画）（以下、「計画」とします。）」の記載内容を、次の理由により追加・変更をするものです。
 - ① こども誰でも通園制度の利用年齢以降の施設利用について、こども誰でも通園制度施設と幼稚園・保育園等との連携・接続に関する方策を計画に記載することが、計画策定後に改正された国の指針（※）により求められたことから、追記するものです。
 - ② 計画において現在定めている「量の見込」「確保方策」については、対象者全員が最大限利用した場合の見込みとなっていることから、より実態に即した方法（対象者全員に、類似のサービスである一時預かり事業の利用率を乗じる）で改めて算出したことから、変更するものです。

なお、神奈川県から、令和 8 年 2 月 6 日までに子ども・子育て支援法に基づく神奈川県への法定協議を求められていることから、書面開催とさせていただきます。

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正

3. 変更案：

※ 下線部が変更箇所となります。

変 更 前	変 更 後	理 由 等
① 事業概要 略	① 事業概要 略	
② 量の見込と確保方策 量の見込みやニーズを注視し、市内保育所等と連携し、適切な受け皿を確保	② 量の見込と確保方策 量の見込みやニーズを注視し、市内保育所等と連携し、適切な受け皿を確	

しながら国の開始時期である令和8年度から実施を行います。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	量の見込(延人数)		<u>13,200</u>	<u>13,080</u>	<u>12,960</u>	<u>12,720</u>
	確保方策(延人数)		<u>13,200</u>	<u>13,080</u>	<u>12,960</u>	<u>12,720</u>
1歳児	量の見込(延人数)		<u>16,680</u>	<u>16,440</u>	<u>16,320</u>	<u>16,080</u>
	確保方策(延人数)		<u>16,680</u>	<u>16,440</u>	<u>16,320</u>	<u>16,080</u>
2歳児	量の見込(延人数)		<u>15,840</u>	<u>17,280</u>	<u>17,160</u>	<u>16,920</u>
	確保方策(延人数)		<u>15,840</u>	<u>17,280</u>	<u>17,160</u>	<u>16,920</u>

保しながら国の開始時期である令和8年度から実施を行います。

また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

区分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳児	量の見込(延人数)		<u>1,320</u>	<u>1,308</u>	<u>1,296</u>	<u>1,272</u>
	確保方策(延人数)		<u>2,112</u>	<u>2,112</u>	<u>2,112</u>	<u>2,112</u>
1歳児	量の見込(延人数)		<u>3,336</u>	<u>3,288</u>	<u>3,264</u>	<u>3,216</u>
	確保方策(延人数)		<u>2,112</u>	<u>2,112</u>	<u>2,112</u>	<u>2,112</u>
2歳児	量の見込(延人数)		<u>1,584</u>	<u>1,728</u>	<u>1,716</u>	<u>1,692</u>
	確保方策(延人数)		<u>2,112</u>	<u>2,112</u>	<u>2,112</u>	<u>2,112</u>

国提示の記載例を参考に作成をしています。

量の見込は、各年齢の児童数から、保育園等の利用者数を除いた人数(※)に、一時預かり事業の利用率を乗じて算出しています。

確保方策は、8時間×22日×12か月＝2,112時間としています。

※保育園等の利用者は、こども誰でも通園制度は利用できないため。

議題 2：逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会の委員推薦について

経緯：逗子市にある各小学校区の放課後児童クラブは、指定管理制度で運営をしています。

令和 8 年度末で 5 年間の指定管理期間が終了することに伴い、令和 9 年度からの次期指定管理者候補を公募型プロポーザル方式で選考をする予定です。この候補者は、逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会規則に基づいて設置される「逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会（以下、「委員会」とします。）」で選考を行います。

議事内容：規則の定めにより、「逗子市子ども・子育て会議から推薦を受けた者」とされていることから、委員 1 名の推薦をお願いするものです。

なお、令和 8 年 2 月に第 1 回委員会の開催を予定しているため、推薦者を寶川会長に一任することについて、お諮りするものです。

逗子市規則第32号

逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、逗子市放課後児童クラブ条例（平成23年逗子市条例第27号）第5条第2項の規定に基づき、各小学校区の放課後児童クラブを適切かつ確実に管理することができることを認める者を指定管理者の候補として選定するため、逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補の選定に関すること。
- (2) その他指定管理者制度に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 放課後児童クラブに関する学識経験のある者
- (2) 教育部担当部長（子育て担当）
- (3) 逗子市子ども・子育て会議から推薦を受けた者
- (4) 税理士
- (5) 逗子市小学校長会会長又はその推薦を受けた者
- (6) その他市長が必要があると認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第1項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1項第1号に掲げる者

を、副委員長は同項第2号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その出席を求め、意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、逗子市情報公開条例(平成13年逗子市条例第3号)第20条の規定に基づき原則公開とする。ただし、委員長が会議の公開の適用除外事項に該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保育課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。